

議案第7号

鶴ヶ島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年条例第25号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月21日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設の重要事項について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務付ける規定を追加等したいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第25条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第55条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第55条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。